

岩見沢市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和4年5月27日 金曜日 午後1時59分から
午後2時36分まで

2. 場 所 岩見沢市立教育研究所 小運動場

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)

委員	近田昌枝	(議席31番)
委員	干場克二	(議席32番)
委員	吉成朗	(議席33番)
委員	森一男	(議席34番)
委員	佐々木利夫	(議席35番)
委員	山谷康雄	(議席36番)

4. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
事務局主幹	内山充人
農地係長	森田佳章
振興係主任	船戸崇之
農業振興センター担当主査	山田勝彦

佐々木代理
議長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第5回総会を、開催いたします。
はじめに、先月行われた第4回総会の、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請での説明内容の訂正について事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

土井局長

先月の第4回総会において、議案第3号の農地法第3条許可申請で価格についてのご質問がありましたが、総会后に貸し手と借り手の間で賃貸借契約の金額等を再度確認したところ、申請書に記載した金額に誤りがあったことが判明し、申請者本人から訂正の申出がありましたので、ご報告いたします。

訂正箇所は、第4回総会議案の29ページ、整理番号6番と7番で、整理番号6番の単価が、田で10アール当たり [] から [] に訂正され、それに伴い契約金額も [] から [] となります。また、整理番号7番は田畑共10アールあたり単価が [] から [] に訂正され、それに伴い契約金額も [] から [] となります。

議長

なお、本件については、総会議案に金額の記載が無いため、許可申請の取り消しはありませんので口頭で説明し、ご報告とさせていただきます。私からは以上です。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号18番久保委員、19番伊藤委員をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、議案第2号の取下げがありましたので、報告3件、議案5件、協議案1件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

5月10日、空知農業委員会連合会中央要請に係る打ち合わせがありました。結果として、5月30日から6月1日の2泊3日の予定で中央要請を行うことに決定しました。空知として、主に現制度の調整を中心に要請してまいりたいと思っています。

5月26日、北海道農業者年金協議会理事会がありました。6月14日に予定されている北海道農業者年金協議会の総会の内容についてであります。

以上で動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹
議長
内山主幹

議長、事務局主幹。

内山主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することをご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の上の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借1番外10件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下の表から11ページ別紙8の上の表に記載の所有権関係は、所有権1番外56件の農地保有合理化事業による所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表から13ページ別紙10の表に記載の賃貸借関係は一般分で、賃貸借5番外14件の賃借権の設定です。

次に、14ページ別紙11の上の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権48番

の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表に記載の使用貸借関係は一般分で、使用貸借1番の使用貸借による権利の設定です。

以上につきまして、告示第81号で令和4年4月28日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。説明を求めます。

山田主査

議長、農業振興センター担当主査。

議長

山田主査。

山田主査

総会議案15ページ、報告第3号照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。今回の件数は2件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。

まず、総会議案16ページ、照会番号1、文書番号日記第13号、照会年月日令和4年4月22日です。申請者は、

です。照会内容は、の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、周囲は住宅等が建築されており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可は無いものと確認しております。建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第2種住居地域となっております。

次に、総会議案17ページ、照会番号2、文書番号日記第14号、照会年月日令和4年4月27日です。申請者は、です。照会内容は、の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、周囲は住宅等が建築されており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可は無いものと確認しております。建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限ありで、外壁の後退距離1m、建築物の高さの制限10m、都市計画区域内の、第1種低層住居専用地域となっております。

以上説明しました2案件の申請地は5月11日に、西村委員、長井委員、馬場委員にご確認いただいております。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。ここで、の議事参与を制限します。

それでは、総会議案20ページ、整理番号7番について説明を求めます。

船戸主任

議長、振興係主任。

議長

船戸主任。

船戸主任

総会議案20ページ、別紙1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号7番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで

の議事参与の制限を解除いたします。次に■■■■の議事参与を制限します。それでは、総会議案同ページ、整理番号10番について、説明を求めます。

船戸主任 議長、振興係主任。
議長 船戸主任。
船戸主任 総会議案20ページ、別紙1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号10番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除いたします。それでは、残りの案件について説明を求めます。

船戸主任 議長、振興係主任。
議長 船戸主任。
船戸主任 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
議長 議案20ページ、別紙1の整理番号1番から6番、8番から9番、議案21ページ、別紙2の整理番号11番から12番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
日程8、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて、日程9、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。関連がありますので、一括して説明を求めます。

森田係長 議長、農地係長。
議長 森田係長。
森田係長 総会議案24ページ、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて、ご説明いたします。この件につきましては、令和4年4月27日開催の第4回総会におきまして、農地法第4条の規定による許可申請についてご承認をいただき、北海道へ許可申請を行ったところでございますが、道からの指摘により農地の区分について、訂正がございましたので、一度この許可申請を取り消し、訂正後、再度許可申請を行うものです。
続いて、総会議案27ページ、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。先ほどご説明した再申請分で、許可の権限は知事権限分です。
総会議案28ページ、訂正箇所についてご説明いたします。訂正箇所は「一般許可基準」及び「農振法関係」の欄です。当初この欄につきましては、申請時の農地区分により記載しておりましたが、農振整備計画からの除外手続き中の場合は、除外後の農地区分を記載する事となり、「農地区分」を第一種農地に、「農振法関係」を農用地区域外と訂正するものです。
訂正箇所は以上であり、その他の内容については当初の申請から変更はございませんので、再度ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
日程10、議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あ

っせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

黒田委員長

最初に、第1地区について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案31ページ、所有権59番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡して、10年貸付タイプの定期売り渡してでございます。

なお、申出地は、以前の借主が、経営の合理化を図るため離れ地を処分し、代わりに本件の譲受人が、地域の中核的な担い手として、隣接地を集積し規模拡大を図るため農業公社から売り渡しを受けるものでございます。補足して説明いたします。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

黒田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第5地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。

志賀野委員長

それでは、総会議案32ページ、賃貸借27番について説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

第5地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案32ページ、賃貸借27番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、 の議事参与の制限を解除します。志賀野常任委員長は自席にお戻りください。

干場委員長

次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案33ページ、賃貸借28番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を引き続き貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

干場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。

宇井委員長

それでは、総会議案34ページ、所有権60番について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

第7地区常任委員会より、所有権60番について、ご説明いたします。

議案34ページ、所有権60番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡して、10年貸付タイプの定期売り渡してでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、 の議事参与の制限を解除します。

それでは、第7地区の残りの案件について説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案35ページ、使用貸借2番の貸主は高齢で後継者もなく耕作が困難なため、使用貸借により農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程11、議案第6号、現況証明についてを上程いたします。今回は、岩見沢地区及び栗沢地区で現地調査を実施しております。総会議案36ページから48ページです。

まず、岩見沢地区です。総会議案の37ページから46ページ、整理番号1番から14番、です。確認をお願い致します。

質疑に入ります。岩見沢地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

次に、栗沢地区です。総会議案の45ページから48ページ、整理番号15番から18番です。確認をお願い致します。

質疑に入ります。栗沢地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

日程12、協議案第1号、農業委員会の「活動の点検・評価」についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議長

森田係長。

森田係長

それでは、総会議案49ページ、協議案第1号、農業委員会の「活動の点検・評価」について、ご説明申し上げます。本日開催しました令和4年度第1回農政委員会において協議いたしました、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を提案いたします。

農業委員会法第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」となっていることから、本総会においてご承認いただきましたら、6月上旬に全国農業会議所へ提出し、6月末頃に公表されることとなります。併せて、岩見沢市のホームページにも掲載をいたします。

それでは、お配りしております協議案第1号別紙にそってご説明いたします。まず令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。1ページは、現在農業委員会の状況でございます。2ページは、担い手への農地の利用集積・集約化といたしまして、利用の集積率が93.55%となっております。令和3年度の新規の集積の面積は、目標18,823haに対し、19,094haとなっており目標を達成

しております。続きまして、3ページは、新規就農に関する活動と実績でございます。調査や現地確認の活動を行いました。参入には至りませんでした。続きまして、4ページは、遊休農地の措置に関する評価です。昨年、皆様にご協力いただきました農地パトロールの結果となっております。5ページは、農地パトロールや転用相談など違反転用についての対応でございます。6ページは令和3年度の3条許可、農地転用事務処理の実施状況でございます。3条許可は77件、転用許可は10件となっております。7ページは農地所有適格法人からの報告への対応、及び賃借料、権利移動、農地台帳の情報の提供状況でございます。農地所有適格法人からの報告については、管内の農地所有適格法人132法人のうち、報告書提出法人数が93法人、報告書の督促を行った法人数が39法人となっております。その下の39法人の内訳についてですが、現在空欄となっております。後日内訳を記入したものを送付いたしますので、申し訳ありませんが、差し替えをお願いいたします。8ページは、地域農業者等からの主要望に関する事項、及び事務の実施状況の公表についてでございます。

以上につきまして、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月6月の総会ですが、6月29日(水)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

来月6月の現況証明願いの現地調査は、6月10日(金)午後1時30分からの実施の予定といたします。指名委員につきましては、1番杉村委員、3番宮崎委員、19番伊藤委員、20番渡辺委員、22番池田委員、25番井川委員、28番中林委員、33番吉成委員、36番山谷委員となりますので、よろしくをお願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。